

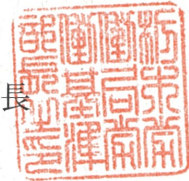
入

栃 労 基 発 0701 第 1 号

令 和 7 年 7 月 1 日

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

栃木労働局労働基準部長



墜落・転落防止対策の徹底について（要請）

平素より、労働災害防止対策をはじめ労働行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業においては、いわゆる「建設三大災害」といわれる「墜落・転落」「崩壊・倒壊」「重機災害」による死亡災害が多発しており、とりわけ、墜落・転落災害は死亡労働災害全体の約4割を占めるなど、発生頻度、被害の重篤度に鑑み、重点的な対策が求められます。

栃木県内の建設業において、令和6年に発生した死亡災害4件のうち3件が墜落・転落によるものです。

墜落・転落による死亡災害の多くは、安全衛生法令上、当然に講じるべき基本的な措置が講じられていないことに起因する事例も多く、基本的な措置に係る概念的な理解のみならず、措置のノウハウの共有など実践的な取組を継続的に行っていく必要があります。

つきましては、建設業災害防止協会本部が推進する「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」に併せて、会員事業場等への「建設現場における墜落・転落災害防止対策講習」の受講の勧奨や、毎年実施される「合同パトロール」において墜落・転落災害の一層の徹底を図るなど、貴支部においても積極的なお取組をお願いします。

